

保護金庫規定

第1条（格納品の範囲）

1. 保護金庫には次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品（ただし、き損または変質の恐れのあるものを除きます。）
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条（使用料）

1. 当行所定の保護金庫使用料は当行の定めるところに従い本年度分（3月末日まで）を本契約と同時に納付し、次年度分より借主の指定預金から口座振替の方法により毎年4月10日（休日の場合は翌営業日）1ヵ年分を前払いして下さい。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から摘要します。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵の保管）

保護金庫に付属する鍵、正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当行行員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

第5条（保護金庫の開閉等）

1. 保護金庫の開閉は、借主又は借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。
2. 開庫にあたっては、当行所定の開扉依頼書に届出の印章により記名押捺して提出してください。
3. 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。
なお、ご利用後の保護金庫は施錠を確認して返却してください。

第6条（届出事項の変更等）

1. 印章を失ったとき、または印章、氏名、商号、代表者、代理人、住所、その他の事項に変更があったときは、直ちに書面によってご契約店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
2. 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第7条（印章・鍵の喪失時等の取扱い）

1. 印章もしくは正鍵を失った場合の保護金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. 正鍵を失った場合、もしくはき損した場合は、錠前の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が保護金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第8条（印鑑照合）

開扉依頼書、諸届、その他の保護金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫、その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について当行は責任を負いません。また、なお、使用される鍵については、当行は確認する義務を負いません。

第9条（損害の負担等）

1. 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保護金庫設備の故障等が発生した場合には、保護金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この保護金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護金庫の使用申込をお断りするものとします。

第11条（解約等）

1. この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵と届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうへ保護金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵と届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうへ保護金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①借主が使用料を支払わないとき。
 - ②借主について相続の開始があったとき。
 - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④店舗の改築、閉鎖、その他の事由があるとき。
 - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき。
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、当行はこの保護金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうへ保護金庫を明け渡してください。
 - ①借主が保護金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれ



かに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

4. 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

5. 第1項から第3項の明け渡し3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して保護金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

6. 使用料、遅延損害金、その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第12条（保護金庫の修繕、移転等）

保護金庫の修繕、または移転、その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは保護金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより保護金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保護金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

- 1. 保護金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- 2. 正鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（規定の変更等）

- 1. この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由が

あると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前記1.の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2024年5月6日現在